

■ 府たばこ税

この税金は、卸売販売業者等が小売店にたばこを売り渡すときに課税されるもので、たばこを購入するときの価格に含まれています。

納める人

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者

納める額

製造たばこの本数×1,070円／1,000本

申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めます。

皆様がお買いになるたばこ1箱には、府たばこ税が21.4円、市町村たばこ税が131.04円含まれています。

この税金は、たばこが販売された所の府と市町村の収入になります。

■ ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が、利用した人から料金と一緒に税金を受け取り、府に申告して納めます。）

納める額

利用者1人1日につき 600円～1,200円

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納めます。

非課税

以下の要件に該当する場合は、ゴルフ場利用税は課税されません（身分証明書を提示し、かつ、非課税等申告書等をゴルフ場に提出された場合に限りま。）。

- ・年齢18歳未満の人 ・年齢70歳以上の人 ・地方税法に規定する障害者
- ・国民スポーツ大会ゴルフ競技参加選手が同大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合
- ・学校教育法第1条に規定する学校の学生等又は学生を引率する教員が地方税法に定める教育活動としてゴルフを行う場合

市町村への交付

府に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場所在の市町村に交付されます。

■ 鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対する負担として課税されるものです。

納める人

府内に鉱区を持っている鉱業権者

納める額

・砂鉱を目的としない鉱区

試掘鉱区－面積100アールごとに年額 200円

採掘鉱区－面積100アールごとに年額 400円

・砂鉱を目的とする鉱区

河床－延長1,000メートルごとに年額 600円

その他のもの－面積100アールごとに年額 200円

(注) 年の中で鉱業権を取得したときはその翌月から、鉱業権の消滅があったときはその月まで月割で計算した額

申告と納税

・申告

申告期限は鉱業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。

・納税

府から送付される納税通知書によって5月31日までに納めます。

年の中で鉱業権を取得したときは、府から送付される納税通知書によって、別に指定された期限までに納めます。

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに對して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用にあてられる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納める額

免許の種類・区分		税額
第一種銃猟（装薬銃）	1 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	2 1の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	3 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	4 3の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
	5 2の人のうち、農林水産業に従事している人	
網猟・わな猟	6 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	7 6の人の同一生計配偶者又は扶養親族	5,500円
	8 府民税の所得割額の納付を要しない人	
	9 8の人の同一生計配偶者又は扶養親族	
第二種銃猟（空気銃）	10 7の人のうち、農林水産業に従事している人	5,500円
	－	

※ 令和11年3月31日までの間に限り次の措置が講じられます。

- ① 対象鳥獣捕獲員である方には、狩猟税は課されません。
- ② 狩猟者登録を申請する日前1年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、京都府内で実施した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2の指定管理鳥獣捕獲等事業又

は同法第9条の許可（鳥獣の管理の目的に限る。）による捕獲等事業に従事した方は、狩猟税は課されません（申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要です。）。

- ③ 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた方又は第9条第8項の従事者として従事者証の交付を受けた方が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は、上記税額の1/2となります。

納税

狩猟者の登録を受けるときに、納めます。

産業廃棄物税

この税金は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税することにより、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進することを目的に、平成17年4月1日から導入しました。

納める人

産業廃棄物を府内の最終処分場へ搬入する者（産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者）

- （注）1. 府内に最終処分場を有する最終処分業者が産業廃棄物を持ち込んだ人から処分料金と合わせて税金を受け取り、府に申告して納めます。
2. 排出事業者又は中間処理業者が自ら有する最終処分場において産業廃棄物を処分する場合には、排出事業者又は中間処理業者が申告して納めます。

納める額

搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円

申告と納税

府内の最終処分業者等が、下表の期間において徴収又は納付すべきものについて、それぞれの期限までに申告し、納めます。

期 間	期 限
1月1日から 3月末日まで	4月末日
4月1日から 6月末日まで	7月末日
7月1日から 9月末日まで	10月末日
10月1日から12月末日まで	翌年 1月末日

登録免許税（国税）

登録免許税は、不動産、船舶、会社の登記、登録等のときにかかります。

（１）不動産の登記（主なもの）

・土地の所有権の移転登記

内容	課税標準	税率	軽減税率(措法72)
売買	不動産の価額	1,000分の20	令和8年3月31日までの間に登記を受ける場合 1,000分の15
相続、法人の合併又は共有物の分割	不動産の価額	1,000分の4	-
その他(贈与・交換・収用・競売等)	不動産の価額	1,000分の20	-

・建物の登記

内容	課税標準	税率	軽減税率(措法72の2～措法75)
所有権の保存	不動産の価額	1,000分の4	令和9年3月31日までの間に登記を受ける場合 1,000分の1.5（一定の要件あり）
売買又は競売による所有権の移転	不動産の価額	1,000分の20	令和9年3月31日までの間に登記を受ける場合 1,000分の3（一定の要件あり）
相続又は法人の合併による所有権の移転	不動産の価額	1,000分の4	-
その他の所有権の移転(贈与・交換・収用等)	不動産の価額	1,000分の20	-

・配偶者居住権の設定登記

項目	内容	軽減税率	備考
設定の登記	不動産の価額	1,000分の2	-

（２）会社の商業登記等（主なもの）

項目	内容	課税標準	税率
設立登記	合名会社又は合資会社	申請件数	1件につき6万円
	株式会社	資本金の額	1,000分の7(15万円に満たないときは、申請件数 1件につき15万円)

印紙税（国税）

印紙税は、契約書や受取書等の税法で定められた文書を作成したときにかかります。

令和7年4月現在

課税物件	課税標準	税率
(1) 不動産等の譲渡契約書、地上権、土地の賃借権の設定又は譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書	ア 契約金額の記載のあるもの 契約金額が1万円未満 1万円以上10万円以下 10万円を超え50万円以下 50万円を超え100万円以下 100万円を超え500万円以下 500万円を超え1千万円以下 1千万円を超え5千万円以下 5千万円を超え1億円以下 1億円を超え5億円以下 5億円を超え10億円以下 10億円を超え50億円以下 50億円を超えるもの イ 契約金額の記載のないもの	1通につき 非課税 200円 400円（200円） 1,000円（500円） 2,000円（1,000円） 1万円（5,000円） 2万円（1万円） 6万円（3万円） 10万円（6万円） 20万円（16万円） 40万円（32万円） 60万円（48万円） 200円
(注)平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成される「不動産譲渡契約書」については、 ()内の軽減後の税率となります。		

課税物件	課税標準	税率
(2) 請負に関する契約書 (注)平成 26 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に作成される「建設工事請負契約書」については、 () 内の軽減後の税率となります。	ア 契約金額の記載のあるもの 契約金額が1万円未満 1万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下 300万円を超え500万円以下 500万円を超え1千万円以下 1千万円を超え5千万円以下 5千万円を超え1億円以下 1億円を超え5億円以下 5億円を超え10億円以下 10億円を超え50億円以下 50億円を超えるもの イ 契約金額の記載のないもの	1通につき 非課税 200円 400円 (200円) 1,000円 (500円) 2,000円 (1,000円) 1万円 (5,000円) 2万円 (1万円) 6万円 (3万円) 10万円 (6万円) 20万円 (16万円) 40万円 (32万円) 60万円 (48万円) 200円
(3) 約束手形、為替手形	手形金額が10万円未満 10万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下 300万円を超え500万円以下 500万円を超え1千万円以下 1千万円を超え2千万円以下 2千万円を超え3千万円以下 3千万円を超え5千万円以下 5千万円を超え1億円以下 1億円を超え2億円以下 2億円を超え3億円以下 3億円を超え5億円以下 5億円を超え10億円以下 10億円を超えるもの	1通につき 非課税 200円 400円 600円 1,000円 2,000円 4,000円 6,000円 1万円 2万円 4万円 6万円 10万円 15万円 20万円
(4) 売上代金受取書	ア 受取金額の記載のあるもの 受取金額が5万円未満 5万円以上100万円以下 100万円を超え200万円以下 200万円を超え300万円以下 300万円を超え500万円以下 500万円を超え1千万円以下 1千万円を超え2千万円以下 2千万円を超え3千万円以下 3千万円を超え5千万円以下 5千万円を超え1億円以下 1億円を超え2億円以下 2億円を超え3億円以下 3億円を超え5億円以下 5億円を超え10億円以下 10億円を超えるもの イ 受取金額の記載のないもの ウ 営業に関しないもの	1通につき 非課税 200円 400円 600円 1,000円 2,000円 4,000円 6,000円 1万円 2万円 4万円 6万円 10万円 15万円 20万円 200円 非課税

(注) 上記以外は略

※詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問い合わせ
先

お知らせ
など

府税を納められる場所

府税は、次の窓口で納めてください。府内で納められる場合と、府外で納められる場合では、お取り扱い可能な金融機関が異なりますのでご注意ください。

府税はコンビニで納めることができます

バーコード付きの納付書なら、24 時間、いつでも府税を納めていただけます。

納付可能なコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK 設置店（ウエルシアは収納窓口サービス取扱店表示があるお店）

※ コンビニでの取扱期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。お手持ちの納付書の取扱期限をお確かめください。

e L - Q R がプリントされている納付書は全国の金融機関で納められます

eL-QR（地方税統一 QR コード）がプリントされた納付書であれば、eL-QR に対応する全国の金融機関で納められます。対応する金融機関については、eLTAX ホームページでご確認ください。



府内で納める場合（e L - Q R がプリントされていない納付書でも納められます）

以下の各金融機関等の府内に所在する店舗では、e L - Q R がプリントされていない納付書でも納められます。

銀行

京都銀行、南都銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、北陸銀行、滋賀銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

信用金庫等

京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、但馬信用金庫、中兵庫信用金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、近畿労働金庫

農協（JA）等

京都府信用農業協同組合連合会、京都市農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都やましろ農業協同組合、京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会

府税の窓口

府税事務所、各広域振興局税務課・府税出張所・地域総務防災課、自動車税管理事務所（自動車税のみ）

府外で納める場合（e L - Q R がプリントされていない納付書でも納められます）

以下の各金融機関等の国内に所在する店舗（ゆうちょ銀行については滋賀・大阪・兵庫・奈良・和歌山の各府県内に存在する店舗又は郵便局）では、e L - Q R がプリントされていない納付書でも納められます。

銀行

京都銀行、南都銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、北陸銀行、北國銀行、滋賀銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

信用金庫等

京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、但馬信用金庫、中兵庫信用金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、近畿労働金庫

※ e L - Q R がプリントされていない納付書を利用する場合で、お近くにこれらの金融機関がないときの納付方法については、お手持ちの納付書記載の府税の窓口までお問い合わせください。

**個人事業税と自動車税(種別割)については、口座振替により納税することができます。
便利で確実な口座振替を是非ご利用ください。**

口座振替による納税

個人事業税と自動車税（種別割）については、電気代等の公共料金と同じように、口座振替により納付することができます。

口座振替を利用されると、納期のたびに、金融機関等へ出かける手間がかからず、また、うっかり納め忘れることもありません。

便利で確実な口座振替を是非ご利用ください。

口座振替の申し込み方法等

・「口座振替納付申込（変更・取消）依頼書兼自動払込利用申込書（兼廃止届書）」（以下「口座振替納付依頼書・申込書」という。）（3枚1組（表紙除く。））に必要事項をご記入の上、通帳、金融機関届出印とともに3枚とも口座振替を希望される金融機関へご持参ください。

一度お申し込みいただくと、変更事項がない限り、継続して口座振替がご利用いただけます。

※ 自動車税(種別割)の口座振替は、自動車1台ごとに手続きが必要です。自動車を乗り換えられた場合は、新しい自動車について再度手続きをしていただかないと、引き続いて口座振替扱いができませんのでご注意ください。

※ 金融機関によっては、一定期間、振替（課税）がなかった場合は、再度、口座振替の申込みが必要な場合があります。

・課税の時期に、納税通知書をお送りしますので、指定口座にお知らせした税額の準備をお願いします。

※ 振替日に預金不足の場合は、振替できません。

・納期限の日（＝振替日）に指定口座から税額を引き落とします。

・口座振替の場合、領収確認書及び納税証明書は送付されません。納税証明書が必要な方は、府税の窓口で申請してください。領収確認書の発行はできませんのでご注意ください。

1 口座振替納付依頼書・申込書を入手できる場所

口座振替納付依頼書・申込書は、府内の各金融機関又は府税の窓口にて備え付けています。

郵送を希望される場合は、お近くの府税の窓口までご連絡ください。

2 利用できる金融機関・口座

以下の各金融機関の本・支店で取り扱っています。

利用できる預金は、普通預金、当座預金、通常貯金（ゆうちょ銀行（郵便局））、納税準備預金又は納税貯蓄組合預金です。

銀 行

京都銀行、南都銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行、北國銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、徳島大正銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）

信 用 金 庫 等

京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、但馬信用金庫、中兵庫信用金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、近畿労働金庫

農 協（JA）等

京都府信用農業協同組合連合会、京都市農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都やましろ農業協同組合、京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合、京都府信用漁業協同組合連合会

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問い合わせ先

お知らせなど

申込と口座振替の開始時期

口座振替のお申し込みから振替開始まで、約3か月かかります。

下記のとおり個人事業税及び自動車税（種別割）の振替日（＝納期限）のそれぞれ3か月前までにお申し込みください。間に合わない場合は、納付書が届きますので、お手数ですが金融機関などで納付をお願いします。

税金の種類	納期限	申込期限
自動車税（種別割）	5月末日	2月末
個人事業税（1期分）	8月末日	5月末
個人事業税（2期分）	11月末日	8月末

自動車税（種別割）還付金の口座振込

自動車の抹消登録等の事由により発生した自動車税（種別割）還付金を納税義務者名義の口座への振込により受け取ることができます。事前に口座への振込の依頼をしていただくことで、自動車の抹消登録等の際に、指定された金融機関の口座に還付金が直接振り込まれます。

詳しくは京都府のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/jidousyakanpu.html>



キャッシュレス納税

キャッシュレス納税については、eL-QR（地方税統一 QR コード）を利用します。

※金融機関、コンビニエンスストア及び府税事務所等の窓口でのクレジットカード及びスマートフォン決済アプリの提示による納付はできません。

※キャッシュレス納税を利用した場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア及び府税事務所等の窓口で現金で納付してください。

※QR・コンビニ取扱期限内の納付書に限ります。

※eL-QR がプリントされた納付書が必要です。

※納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

eL-QR を利用した納付

1 地方税お支払サイト

地方税共同機構が提供する Web システム「地方税お支払サイト」から、**クレジットカード、インターネットバンキング、ペイジー番号発行及びダイレクト方式の利用が可能となります。**詳しい納付方法は地方税お支払サイトでご確認ください。

※eL-QR がプリントされた納付書が必要です。手元がない場合は、府税の窓口にお問い合わせください。

※QR・コンビニ取扱期限を過ぎている納付書は、eL-QR を利用した納付はできません。

※ダイレクト方式のご利用は、事前に eLTAX の利用者登録と口座情報登録が必要です。

※ダイレクト方式とは、納税者名義の預貯金口座から直接納付する方式です。

※納付方法によりシステム利用料等（手数料）がかかる場合があります。

検索エンジンからアクセス▶

地方税お支払サイト

検索



2 スマートフォン決済アプリ

eL-QR に対応するスマートフォン決済アプリにより、eL-QR を読み取ることで納付できます。

利用可能なスマートフォン決済アプリについては、「地方税お支払サイト」からご確認ください。

納税の猶予・減免

税金は納期限までに納めなければなりません、納税者の実情により、納税の猶予・減免が認められることがあります。納税の猶予・減免を受けるためには、申請が必要です。

納税の猶予

次の場合には、1年以内（事情により最大2年まで）の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- ・本人の財産が災害や盗難にあったとき
- ・本人や家族が病気にかかったり、負傷したとき
- ・事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業したとき

府税の減免（主なもの）

次の府税については、それぞれの理由に該当する場合には、減額又は免除されることがあります。

個人事業税

- ・災害により事業用資産に被害を受けた場合
- ・生活保護を受けている場合
- ・傷病等により事業を休止した場合

不動産取得税

- ・災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合
- ・取得した不動産が、その取得後3ヶ月以内に災害を受けた場合

自動車税（環境性能割）

- ・災害により自動車に被害を受けたため、それに代わる自動車を6ヶ月以内に取得した場合
- ・一定の級以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の方の移動手段として継続的に利用される場合

自動車税（種別割）

- ・災害により自動車に被害を受けた場合
- ・一定の級以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の方の移動手段として継続的に利用される場合

納税証明書の交付

自動車の車検を受けるときや、入札参加資格審査申請をするとき等には、府税の納税証明書の提出が必要です。ここでは、府税の納税証明書の交付についてご案内しています。

証明書の種類	主な証明事項	主な使用目的
納税証明書（自動車の車検用）	自動車税（種別割）の滞納がないこと	自動車の車検
納税証明書（上記以外）	府税の滞納がないこと	府制度融資申請、入札参加資格申請等
	税額証明（事業税等）	融資申請、建設業許可申請等
	府税の滞納処分を受けたことがないこと	酒類販売業免許申請、公益法人・認定NPO法人の認定申請や事業報告等

自動車の継続検査用・構造等変更検査用（車検用）の納税証明書

平成27年4月から全国的に自動車税（種別割）の納税確認が電子化されました。

これにより、納付されてから一定期間を経過していれば、運輸支局での継続検査等の際に納税証明書を提示しなくても車検の更新が可能となります。

5月にお送りする納税通知書の右端には、自動車の継続検査用・構造等変更検査用（車検用）の納税証明書が付いています。この納税証明書は、皆様が金融機関や郵便局等の窓口で税金を納付して、領収日付印取扱期限までの領収印が押されると効力が発生するようになっています。領収日付印取扱期限を過ぎたものは使用できません。

納付後すぐに車検を受けるときはこの納税証明書が必要ですので、車検証と一緒に保管することをお勧めします。
なお、紛失等の場合は、申請の上、再交付を受けることができます。

1 納税証明書を申請するには

証明を受けようとする自動車の登録番号（ナンバープレートのことです。）、所有者の氏名等を申請書に記載の上、府税の窓口へ提出してください。

2 交付を受けられる場所

府税事務所、自動車税管理事務所、各広域振興局税務課・府税出張所・地域総務防災課
※ 府庁税務課では、検査用の納税証明書の発行を行っておりません。京都市内にお住まいの方は、府税事務所又は自動車税管理事務所をご利用ください。

3 受付時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
（国民の祝日、振替休日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

4 交付手数料

無料

<申請される前にご確認ください>

・お手元に証明書を保管していませんか？

自動車税（種別割）の納付書の右端（領収書の右側）には、納税証明書が付いています。ここに金融機関等の領収日付印取扱期限までの領収印が押印してあるものは、納税証明書として有効です。

・自動車税（種別割）を納められたのはいつですか？

自動車税（種別割）を納められてからおおむね2週間は、府税の窓口では納められたことが確認できない場合があります。

納められてすぐに納税証明書の発行を希望される場合には、念のため、領収書を窓口までご持参ください。
（キャッシュレス納税の場合は、府税の窓口にお電話いただき、納付状況をご確認ください。）

・軽自動車については、市（区）町村へ

府税の窓口では、軽自動車の納税証明書の発行はできません。お持ちの自動車が軽自動車の場合には、市（区）町村の窓口で申請してください。

・自動車税（種別割）の納付はお済みですか？

車検を受けられる自動車について、過去の年度も含め全ての自動車税（種別割）の本税及び延滞金が納付されていないと納税証明書の発行ができません。

納付状況についてご不明な場合は、事前に府税の窓口までお問い合わせください。

その他の納税証明書

1 納税証明書を申請するには

納税証明書交付請求書に、証明を受けようとする方の氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）、住所（法人の場合は所在地）、使用目的、提出先、納税証明を希望する事項等必要事項を記載し、府税の窓口へ提出してください。

- ※ 一般の請求書の用紙は京都府のホームページからダウンロードできます。
- ※ 交付請求者の本人確認を行っております。
- ※ 交付請求者が証明を受けようとする納税者本人（法人の場合は代表者本人）でないときは、委任状を添付してください。
- ※ 京都府の競争入札参加資格申請書等に添付する納税証明について、所定の様式がある場合はその様式で申請してください（様式については、入札担当課にお問い合わせください。）。
- ※ 納税証明書はオンライン申請が可能です。詳しくは、京都府のホームページ「納税証明書のオンライン申請について」をご覧ください。



2 交付を受けられる場所

府税事務所、各広域振興局税務課・府税出張所・府庁税務課

3 受付時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで

（国民の祝日、振替休日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

4 交付手数料

証明する事項により異なります。

（原則として、1証明事項につき420円となります。）

- ※ 京都府の指名競争入札参加資格申請のための納税証明手数料は無料です。
- ※ 京都府では令和4年9月30日をもって京都府収入証紙の新規販売を終了し、証紙に代わる新たな納付方法を導入しました。詳しくは京都府のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/shoshihaishi.html>



5 委任状及び本人確認について

京都府では、本人になりすまして不正な目的で証明の請求を行うことを防止し、納税者のみなさまの個人情報保護を図るために、令和5年4月1日から、納税証明書交付請求時の「委任確認」や「本人確認」をより厳格に実施していますので、ご協力をお願いします。

委任状の要否及び本人確認書類については、京都府のホームページをご覧ください。

- ※ 委任状や本人確認書類をお忘れになった場合は、改めて来所の上、請求をお願いします。

6 納税証明書交付請求書等の押印廃止について

本人確認の厳格化に伴い、令和5年4月1日から、納税証明書交付請求書等の押印が不要になりました。

- ※ 委任状は、必ず委任者が作成してください。

＜押印が不要になる書類＞

- ・ 納税証明書交付請求書（競争入札に係る納税証明書を含む。）及び奥書証明申請書
- ・ 納税証明書等の請求、受領等に関する委任状

＜請求される前にご確認ください＞

・必要なのは何の証明ですか？

納税証明には、「税額の証明」・「滞納がないことの証明」・「滞納処分を受けたことがないことの証明」などの証明事項があります。

提出を求められたのが何に関する証明なのか、提出先に今一度お確かめください。

・府税を納められたのはいつですか？

府税を納められてからおおむね2週間は、府税の窓口では納められたことが確認できない場合があります。納められて間もなくに納税証明書の発行を希望される場合には、念のため、領収書を窓口までご持参ください。（キャッシュレス納税の場合は、府税の窓口にお電話いただき、納付状況をご確認ください。）

＜郵送による発行を希望する方へのお願い＞

郵送により納税証明書（自動車税（種別割）の継続車検用・構造等変更検査用の納税証明書を含む）の発行を申請することもできます（郵送料はご負担いただきます。）。

証明書の発行が可能な方に限り受け付けしていますので、事前に必ず府税の窓口にお電話いただき、納付状況の確認を受けた上で、ご案内する方法により申請してください。

延滞金・加算金

延滞金

納期限までに府税を納めない場合には、その滞納額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、以下の率により計算した延滞金がかかります。

令和3年1月1日以後の期間

- 1 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間
……「延滞金特例基準割合＋年1%」と年7.3%のいずれか低い割合
令和3年1月1日から令和3年12月31日までは年2.5%で計算します。
令和4年1月1日から令和7年12月31日までは年2.4%で計算します。
- 2 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付までの期間
……「延滞金特例基準割合＋年7.3%」と年14.6%のいずれか低い割合
令和3年1月1日から令和3年12月31日までは年8.8%で計算します。
令和4年1月1日から令和7年12月31日までは年8.7%で計算します。

平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間

- 1 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間
……「特例基準割合＋年1%」と年7.3%のいずれか低い割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日までは年2.9%で計算します。
平成27年1月1日から平成28年12月31日までは年2.8%で計算します。
平成29年1月1日から平成29年12月31日までは年2.7%で計算します。
平成30年1月1日から令和2年12月31日までは年2.6%で計算します。
- 2 納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付までの期間
……「特例基準割合＋年7.3%」と年14.6%のいずれか低い割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日までは年9.2%で計算します。
平成27年1月1日から平成28年12月31日までは年9.1%で計算します。
平成29年1月1日から平成29年12月31日までは年9.0%で計算します。
平成30年1月1日から令和2年12月31日までは年8.9%で計算します。

○延滞金特例基準割合とは

令和3年1月1日以後の期間については、計算期間の各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

平成26年1月1日から令和2年12月31日の期間については、計算期間の各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合です。

加算金

府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、法人事業税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（環境性能割）、軽油引取税、産業廃棄物税のように申告納付（納入）する府税について、加算金がかかる場合があります。加算金には次の3種類があります。

1 過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額であったため、後日増額の申告をした場合又は増額の更正を受けた場合にかかります。

- ・納める額 増差税額の10%
（増差税額が一定の金額を超えている場合は、増差税額の10%＋超えた部分の金額の5%）

2 不申告加算金

申告しなかった場合や期限後に申告した場合にかかります。

- ・納める額 納める税額の15%
（期限後申告のあと、修正申告等による増差税額が一定の金額を超えている場合は、増差税額の15%＋超えた部分の金額の5%）
（令和6年1月1日以後申告提出期限が到来するものは、上記を超える一定の高額部分が30%に引き上げ）
期限後に自主的に申告した場合、納める税額の5%になることもあります。

3 重加算金

故意に税を免れようとした場合に過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかるものです。

・納める額 期限内に申告している場合：増差税額の35%

申告しなかった場合、期限後に申告した場合：増差税額の40%

※過去に不申告加算金（更正予知してされたものでないもの等を除く。）又は重加算金を徴収されたことがある場合等において、不申告加算金（15%、20%）又は重加算金（35%、40%）の割合が、それぞれ10%加算されることがあります。

審査請求

審査請求

府税の課税、徴収等の処分について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に京都府知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求をする場合は、なるべく処分をした府税事務所等を経由して提出してください。

処分の取消しを求める訴え

府税の課税、徴収等の処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、「審査請求」に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、京都府を被告として（京都府知事が被告の代表者となります。）提起しなければなりません。

取消訴訟は、上記の「審査請求」に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のような場合には、「審査請求」に対する裁決を経なくても訴訟提起することができます。

- ・「審査請求」があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき
- ・処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ・その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

納税管理人

納税義務者が、京都府内に住所などを有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めなければなりません。納税管理人は、様式の受領や納税、還付などを受けることができます。納税管理人申告書及び納税管理人申請書は、京都府のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600008.html>



なお、外国人による不動産取得が増加していることを受けて英語、中国語・繁体、中国語・簡体及びハングルによる説明書及び書き方を京都府のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/nouzeikanrinin.html>



申告又は申請が必要な府税

個人事業税、法人府民税、法人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税(種別割)、鉦区税、産業廃棄物税

お問い合わせ先

府税の窓口にて申告又は申請してください。

なお、個人事業税は、事務所・事業所の所在地、不動産取得税は、物件所在地の府税の窓口です。

※個人府民税、固定資産税、都市計画税の納税管理人については、市町村にお問い合わせください。

京都府の
財政と府税

府税の
あらまし

よく見る
国税

府税の納付

お問い合わせ先

お知らせなど

申告・納税期限一覧表

税金の種類	申告期限	納期限	納める方法
個人府民税（P.4）	給与所得者：給与支払者が1月末日までに給与支払報告書を市町村に提出	徴収した月の翌月の10日 特例(法321の5の2)あり	給与支払者が毎月徴収して市町村へ納めます。
	4月1日現在65歳以上の公的年金等所得者：年金保険者が1月末日までに公的年金等支払報告書を市町村に提出	偶数月の翌月の10日	年金保険者が年金支払月（偶数月）に徴収して市町村へ納めます。
	上記以外の所得者：3月15日（所得税の確定申告をされた方は不要）	市町村民税の納期と同じ	市町村から送付される納税通知書により納めます。
府民税利子割（P.11）	毎月分を翌月10日	申告と同じ	金融機関等が利子から差し引いて納めます。
府民税配当割（P.12）	毎月分を翌月10日（源泉徴収選択口座内配当等については1月10日）	申告と同じ	配当の支払をする株式会社等が配当から差し引いて納めます。
府民税株式等譲渡所得割（P.12）	1月10日	申告と同じ	証券会社等が譲渡所得から差し引いて納めます。
個人事業税（P.13）	3月15日（確定申告により申告）	8月末と11月末（税額が1万円以下の場合は8月のみ）	納税通知書により納めます。
法人府民税（P.14）	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2月以内	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納めます。
法人事業税（P.16）	法人府民税と同じ	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納めます。
自動車税（環境性能割）（P.22）	登録・新規検査及び届出のとき	申告と同じ	登録の際に、納める税額を申告の上、納めます。
自動車税(種別割)（P.23）	取得・消滅又は変更のつど	5月末日	納税通知書により納めます。
		新規登録のとき	登録の際に、納める税額を申告の上、納めます。
軽油引取税（P.30）	毎月分を翌月末日	申告と同じ	特約業者・元売業者が軽油の購入者から徴収し、納めます。
不動産取得税（P.32）	取得した日から10日以内	納税通知書で定める日	納税通知書により納めます。
地方消費税(譲渡割)（貨物割）（P.37）	確定申告は課税期間が終了してから2月以内 個人事業者は3月31日	申告と同じ	納税者が納める税額を申告の上、納めます。
府たばこ税（P.39）	毎月分を翌月末日	申告と同じ	たばこ製造者等が納める税額を申告の上、納めます。
ゴルフ場利用税（P.39）	毎月分を翌月15日	申告と同じ	ゴルフ場の経営者が利用者から徴収し、納めます。
鉱区税（P.39）	取得・消滅又は変更の日から7日以内	5月末日	納税通知書により納めます。
狩猟税（P.40）	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	登録の際に納めます。
産業廃棄物税（P.41）	4月、7月、10月及び1月	申告と同じ	最終処分業者が産業廃棄物の搬入者から徴収し、納めます。

更正の請求

府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、法人府民税、法人事業税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税(環境性能割)、軽油引取税、産業廃棄物税については、申告書を提出した後に、税額が多すぎたことを発見したときは、法定納期限から5年以内（平成23年12月1日以前に法定納期限が到来したもののについては1年以内）に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。